

東京都鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱

平成 14 年 2 月 11 日 13 都市施交第 337 号
改正 平成 15 年 1 月 27 日 14 都市基交第 282 号
改正 令和 3 年 3 月 31 日 2 都市基交第 1090 号

(通則)

第 1 条 東京都は、鉄道利用に係る一般旅客、高齢者、障害者等の利用の利便性、円滑性及び安全性の向上等を図るため、鉄軌道事業者に東京都鉄道駅総合改善事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第 2 条 補助対象事業は、関係する地方公共団体、鉄軌道事業者、地方運輸局等から成る協議会（以下「協議会」という。）において策定された整備計画に基づき、鉄道利用者の利便性、安全性の向上等を図るために必要となる鉄道駅の改良を行う事業であって、生活支援機能、観光案内機能、地域交通拠点機能その他の鉄道利用者や地域住民等の利便性向上、公共交通の利用促進等の観点から鉄道駅の特性に応じて求められる駅空間の高度化に資する機能を有する施設（商業施設、公立保育所及び公立図書館を除く。以下「駅空間高度化機能施設」という。）又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るために必要となる施設の整備を行う事業とする。

(交付の対象等)

第 3 条 東京都知事（以下「知事」という。）は、京浜急行電鉄株式会社（以下「会社」という。）が行う補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるもの（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において会社に対して補助金を交付する。

2 京浜急行電鉄株式会社が行う京急品川駅総合改善事業に係る補助金の額は、補助対象経費の 23.3%以内の額とする。

(申請手続)

第 4 条 会社は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による交付申請書に別記第 2 号様式による実施計画書を添付して知事に提出するものとする。

2 会社は、前項の補助金の交付を申請するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額を

いう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

- 第5条 知事は、第4条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査の上、予算の範囲内で交付決定を行い、別記第3号様式による交付決定通知書(増(減)額の交付決定にあつては別記第3号の2様式)を会社に送付するものとする。
- 2 知事は、前条第2項ただし書の規定に該当する補助金の交付の申請については、第10条の規定により補助金の額を確定する際に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の減額を行うものとする。この場合において、知事は、当該補助金の交付決定に際し、その旨を条件として付するものとする。
- 3 知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

- 第6条 会社は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更)

- 第7条 会社は、別記第2号様式による実施計画書を変更しようとするときは、別記第4号様式による変更承認申請書に別記第2号様式による実施計画変更書を添付して、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる補助対象経費の変更を伴わない軽微な変更にあつては、この限りではない。
- (1) 流用先の費目の当初計画額の30%以内の増額又は1千万円以内の増額のいずれか低い額
- (2) 1千万円以下の工事件名の追加
- 2 知事は、別記第2号様式による実施計画書の変更の申請があったときは、その内容を審査の上、承認したときは、別記第5号様式による承認書を会社に通知するものとする。
- 3 会社は、第1項ただし書による軽微な変更を行ったときは、別記第6号様式による変更届に、別記第2号様式による実施計画変更書を添付して知事に届け出なければならない。

(状況報告)

- 第8条 会社は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の実施状況について毎会計年度第二四半期終了後1か月以内に、速やかに別記第7号様式による補助事業実施状況報告書に別記第7-2号様式による事業実施状況表を添付して知事に提出しなければならない。知事から報告の要求があった場合についても同様とする。

- 2 会社は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、別記第 7－3 号様式による実施状況報告書を、補助事業の遂行が困難となったときは、別記第 7－4 号様式による実施状況報告書を、別記第 7 号様式による補助事業実施状況報告書に添付して知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 9 条 会社は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から 1 か月を経過した日又は補助金の交付を決定した日が属する会計年度(以下この項において「交付決定年度」という。)の末日までに、別記第 8 号様式による補助事業完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、当該交付決定年度の末日までに別記第 9 号様式による補助事業年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 会社は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税等仕入控除税額を減額した上で報告するものとする。

(補助金の額の確定等)

第 10 条 知事は、第 9 条第 1 項の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 10 号様式による通知書を会社に送付するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 会社は、前条の規定により確定した補助金を請求するときは、別記第 11 号様式により知事に請求するものとする。

(概算払の請求)

第 12 条 会社は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 12 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 会社は、第 4 条第 2 項ただし書の規定に該当する補助金の交付の申請を行った場合において、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに別記第 13 号様式により知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の報告があった場合において、既に交付した補助金を返還させる必要があると認めるときは、会社に対して当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補助金の整理)

第 14 条 会社は、補助金に関する特別の帳簿を備え、交付を受けた補助金の額及び累計額を、毎年度ごとに整理しなければならない。

(取得財産の整理)

第 15 条 会社は、補助事業によって取得した財産（以下「取得財産」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産の取得時期、所在場所、価格及び取得財産に係る補助金等の取得財産の状況が明らかになるように整理しなければならない。

(関係書類の保存)

第 16 条 会社は、次の各号に掲げる書類を、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）に定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）の間保存しておかなければならない。

- (1) 第 14 条及び第 15 条に規定する帳簿
- (2) 取得財産の得喪に関する書類
- (3) 取得財産の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産の管理等)

第 17 条 会社は、取得財産について、補助事業の完了後においても適切に管理し、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 18 条 会社は、取得財産（規則第 24 条各号に定める財産に限る。）について、補助事業の完了後においても、処分制限期間の間は、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(監督)

第 19 条 知事は、必要と認めるときは、会社に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成 14 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

補助対象経費は、当該年度の総工事費のうち、次に掲げる費目とする。

費 目	費 目 の 区 分
本工事費	土木費
	線路設備費
	電路設備費
	停車場設備費
	駅附帯設備費（注）
附帯工事費	
用地費	

（注）駅空間高度化機能施設の整備については、土木工事、建築工事その他の駅や建物と一体となった部分の整備に係る経費のみを対象とし、器具、装飾品その他の設備整備に係る経費を含まないものとする。